

岐阜県公報

目 次

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

公 示

令和三年度採石業務管理者試験の実施

県営土地改良事業の変更計画の決定

(教育総務課) 三八五^ペ

(治 山 課) 三八八

(道路維持課) 三八八

(同) 三八九

(商工政策課) 三八九

(農地整備課) 三九〇

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月二日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第五号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立加納高等学校の項中

| 全日制の課程 | | |
|--------|----------|-----|
| 普通科 | 音楽に関する学科 | 音楽科 |
| | 美術に関する学科 | 美術科 |

を

| 全日制の課程 | | |
|--------|----------|-----|
| 普通科 | 音楽に関する学科 | 音楽科 |
| | 美術に関する学科 | 美術科 |

に改め、同表岐阜県立岐南工業

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

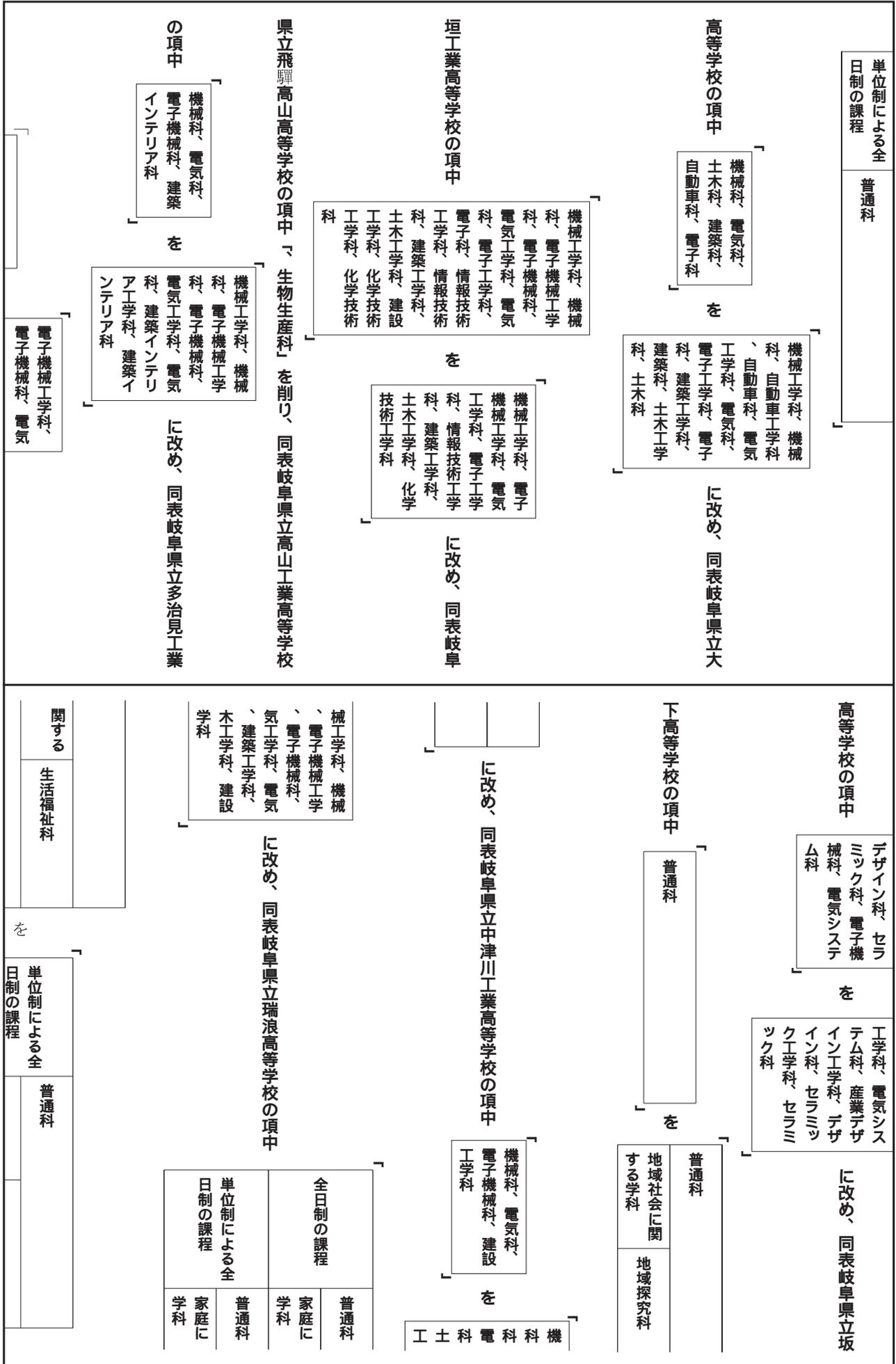
(休日) (休日に当たる)

令和三年七月二日

第 二 百 十 五 号

令 和 三 年 七 月 二 日

(金曜日)



| | | | | | |
|----------------------------------|--------------------|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------|
| <p>に改め、同表岐阜県立恵那農業高等学校の項中</p> | <p>全</p> | | <p>に改め、同表岐阜県立恵那高等学校の項中</p> | <p>に改め、同表岐阜県立羽島高等学校の項中</p> | <p>生活福祉科、生活デザイン科</p> |
| | <p>理科、数学に関する学科</p> | <p>普通科</p> | | | |
| | <p>理数科</p> | | <p>理数科</p> | | |
| | | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> | <p>全日制の課程</p> | <p>家庭に関する学科</p> |
| <p>園芸デザイン科、園芸科学科、食品科学科、環境科学科</p> | <p>理科、数学に関する学科</p> | | <p>理数科</p> | <p>普通科</p> | <p>生活福祉科、生活デザイン科</p> |
| <p>を</p> | | | <p>単位制による日制の課程</p> | <p>を</p> | |
| <p>生産科学科、園芸科、園芸</p> | | | <p>全日制の課程</p> | <p>を</p> | |
| | | | <p>単位制による日制の課程</p> | <p>を</p> | |
| | | | <p>全日制の課程</p> | <p>を</p> | |

| | | | | | |
|--------------|------------------------------|----------------------------------|--|--|------------|
| <p>に改める。</p> | <p>に改め、同表岐阜県立可児工業高等学校の項中</p> | <p>科学科、食品科、園芸科学科、環境科学科、デザイン科</p> | <p>機械工学科、機械科、電気工学科、電気システム科、建築工学科、土木工学科、建設工学科、化学技術工学科、化学技術科</p> | <p>に改め、同表岐阜県立岐阜工業高等学校の項中「電子工学科」の下に、「建築工学科、土木工学科」を加え、同表岐阜県立大垣養老高等学校の項中「生産科学科」及び「環境園芸科」を削り、同表岐阜県立池田高等学校の項中</p> | <p>全日</p> |
| | | | | | |
| <p>附 則</p> | <p>八百津高等学校の項中</p> | <p>全日制の課程</p> | <p>普通科</p> | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> |
| | <p>を</p> | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> |
| | <p>を</p> | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> |
| | <p>に改め、同表岐阜県立</p> | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> | <p>単位制による全日制の課程</p> | <p>普通科</p> |

告 示

岐阜県告示第三百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

中津川市付知町字紙漣垣戸五六二の五二、五六二の五七、五六二の五九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字紙漣垣戸五六二の五二・五六二の五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五六二の五七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

不破郡垂井町大石字西山二二三一、二二三七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|----------------|-----------------|----------------|-----|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 区域 変更 前後 | 敷地の幅 員（メートル） | 延 長 員（メートル） | 備 考 |
|-------|-----|-----|----------------|-----------------|----------------|-----|

| | | | | |
|----|-----------|---|------------|------------|
| 県道 | 高惣 鷺則線 | 郡上市高鷺町鷺見字小城 三三番一地从先から 同市同町同字同 三三五番一地从先まで | 後 | 前 |
| | | | 四・九 三・二 | 四・九 二・七 |
| | | | 五・一 | 五・一 |

岐阜県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年七月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | |
|----|------------------|---|--------------|-------------|--|
| 県道 | 乗政 下呂線 停車場 | 下呂市宮地字巾一六九〇番一 地先から 同市同字荒神洞一六九六 番一地从先まで | 延長 （メートル） | 供用開始 の期日 | 備考 （区域の 決定又は 変更又は 告示年月 日ほか） |
| | | | 一〇三・一 | 令和 三・七・二 | 平成 二五・〇・二七 |

公 示

令和三年度採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により採石業務管理者試験を次のとおり実施しますので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産

業省令第六号）第八条の七の規定により公示します。

令和三年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験期日及び時間

令和三年十月八日（金）午前十時から正午まで（二〇分）

二 試験場所

岐阜市藪田南二丁目一丁目二番二号 岐阜県水産会館一階大会議室

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書の用紙は、令和三年七月五日（月）から岐阜県商工労働部商工政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工政策課に提出してください。

(一) 写真 手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像でその裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

令和三年七月二日

令和三年九月一日(水)から同月十五日(水)までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書在中」と朱書して、〒五八五七 岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工政策課に送付してください。令和三年九月十五日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください(消印しないこと)。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和三年十月二十八日(木)に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和三年度採石業務管理者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

採石業務管理者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口(県庁二階)及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工政策課総務係(電話 五八二七二八三五九(直通))に問い合わせてください。

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月二日

岐阜県知事 古田 肇

| | | |
|----------|-------|----------------|
| 施行に係る地区名 | 縦覧場所 | 縦覧期間 |
| 益田北東部地区 | 下呂市役所 | 令和三・八・七・二から三まで |